

手続きの流れと申請書類

狩猟者支援補助金交付制度

1. 事業完了

《提出書類》

<共通>

- ☐ ①補助金等交付申請書
- ☐ ②補助対象経費を確認できる書類の写し（領収書等）
- ☐ ③誓約書兼同意書
- ☐ ④市内猟友会に入会したことを確認できる書類の写し（入会済の場合）
- ☐ ⑤市税完納証明請求書（コピーは不可）
 - 本庁・支所等の窓口で証明を受けたもの
 - 発行日から3か月以内のもの
- ☐ ⑥実施明細書
- ☐ ⑦口座振替依頼書（金融機関の通帳の写しを添付）
 - 口座登録済の方、電子申請を行われた方は不要
- ☐ ⑧その他市長が必要と認める書類

<第一種銃猟免許新規取得者支援事業の場合>

- ☐ ⑨第一種銃猟狩猟免許の写し
- ☐ ⑩銃砲所持許可証の写し

<若手狩猟者支援事業の場合>

- ☐ ⑪狩猟免許の写し
- ☐ ⑫銃砲所持許可証の写し（第一種又は第二種銃猟免許の場合）

<銃猟初心者技術向上支援事業>

- ☐ ⑬第一種又は第二種銃猟狩猟免許の写し
- ☐ ⑭銃砲所持許可証の写し

3. 交付決定

⇒「補助金等決定通知書」を市から申請者に送付

4. 交付請求

<提出書類>

- ☐ ⑮補助金等交付請求書（申請時に預かることも可）

5. 補助金振込

⇒ 補助金等交付請求書の受理日から、おおよそ1か月後に補助金振込

特記事項

- 複数の補助事業を同時に申請する場合は、事業別に提出書類一式を提出してください。その際、内容の重複する書類（市税完納証明請求書等）は、原本のほかコピーを提出することが可能です。
- 書類に不備がある場合は、申請書を受理することができませんのでご注意ください。
- 口座振替依頼書（口座登録）は、下記の二次元コード等から電子申請が可能です。

口座振替依頼書（債権者等登録申請書）

<https://logoform.jp/form/NczP/611087>

